

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年7月1日～2026年6月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 2021年7月～ 社員への制度の周知を図るための広報活動を開始
- 2022年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知
- 2024年度～ 配偶者が出産した男性職員に対して育児休業を取得するようすすめるとともに、施設での業務配分の見直しを実施する。

目標2：子供が保護者である職員の働いている姿をみることができる「ファミリーデー」を導入する。

<対策>

- 2021年7月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2022年度中 制度の導入、第一回目を実施とアンケート
- 2023年度～ 実施後のアンケート結果に基づく次回への反映・継続実施への取り組み強化